

高島市体育協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、高島市体育協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を「安曇川総合体育館内」に置く。但し、理事会の承認を得て別の場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、広く市内のスポーツ振興をはかり、市民の心身の健全な発育と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、スポーツに関する基本方針とアマチュア精神の確立を目指し、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整
- (2) 市民体育大会の開催
- (3) 県民体育大会等県体育事業への参加
- (4) 高島市等の公共的団体からの委託により行うスポーツ事業
- (5) スポーツ少年団の育成に関する事
- (6) 前5号の他、スポーツに関する各種事業の実施及び援助
- (7) スポーツ関係功労者及び優秀選手の表彰
- (8) その他、本会の目的の達成に必要な事業

第3章 組織

(加盟団体)

第5条 本会は、次の加盟団体で構成する。

- (1) 市内におけるアマチュアスポーツを各種目別に統括する競技団体
- (2) 市内における地域体育振興会
- (3) 市内における総合型地域スポーツクラブ
- (4) 市内における学校体育連盟
- (5) 前4号の他、本会の目的達成にふさわしいと認められるスポーツ関連団体

2 加盟団体は、別に定める会費を納めるものとする。

(加盟及び脱退)

第6条 本会への加盟及び脱退については、次による。

- (1) 本会への加盟は、理事会において過半数、評議員会において3分の2以上の同意を得なければならない。
- (2) 本会からの脱退は、会長に届け出るものとする。
- (3) 理事会において、加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったと判断したときまたは本会の加盟団体として不相当と認めたときは、理事会において過半数、評議員会において3分の2以上の同意を得て脱退させることができる。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第7条 この団体の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、別に定める会費を納めるものとする。
- 3 賛助会員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 高島市スポーツ少年団

(高島市スポーツ少年団)

第8条 本会に高島市内の単位スポーツ少年団によって構成する高島市スポーツ少年団を置く。

第6章 役員および評議員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は、次のように行う。

- (1) 会長及び副会長は、理事会で選出し、評議員会で承認する。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- (3) 理事は、第5条の加盟団体及び学識経験者の中から会長が委嘱したものをもってあてる。
- (4) 監事は、評議員の互選による。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問はスポーツの振興に功労のあった者のうちから、理事会が推薦し、会長がこれ

を委嘱する。

3 顧問は、会長または理事会の諮問に応じて建議することができる。

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。
- (3) 理事長は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (6) 監事は、本会会計を監査し、評議員会に報告する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は2ヶ年とし、再任は妨げないものとする。
- (2) 補欠または増員により選出された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任満了後であっても、後任者が決定するまでは、その職務を行う

(役員の仕事)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会および評議員会において、おのおのの現在数の3分の2以上議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員の選出)

第15条 本会に評議員を若干名置く。

2 評議員は加盟団体の長もしくはそれに準ずる者を加盟団体が推薦し、会長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。ただし監事を除く。

4 評議員には第14条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 会議

(理事会)

第16条 理事会は理事長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 評議員会への提出議案に関する事
- (2) 会務の執行に関する事
- (3) 理事会の議長は理事長とする。

(評議員会)

第17条 評議員会は、会長が招集し、次の事項について審議決定する。

- (1) 役員を選出にすること
- (2) 事業計画及び予算・事業報告及び決算に関すること
- (3) 規約改正に関すること
- (4) その他重要な事項で理事会において必要と認めること。

2 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。

3 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席をもって会議を開き、議決することができる。

4 評議員会の議事は、別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(会務の専決)

第18条 評議員会及び理事会を招集することができない緊急を要する事項については、会長及び理事長がこれを処理することができる。

2 前項の場合は、後日の理事会及び評議員会において承認を得るものとする。

(競技団体代表者会議)

第19条 本会に競技団体代表者会議を設ける。

2 競技団体代表者会議について必要な事項は、別に定める。

(体育振興会連合会)

第20条 本会に体育振興会連合会を設ける。

2 体育振興会連合会について必要な事項は、別に定める。

(総合型地域スポーツクラブ連合会)

第21条 本会に総合型地域スポーツクラブ連合会を設ける。

2 総合型地域スポーツクラブ連合会について必要な事項は別に定める。

(学校体育連盟連絡会)

第22条 本会に学校体育連盟連絡会を設けることができる。

2 学校体育連盟連絡会については、別に定める。

(特別委員会)

第23条 本会に特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会について必要な事項は、別に定める。

第8章 会計

(会計)

第24条 本会の経費は、会費・賛助会費・補助金・委託料・寄付金・参加料及びその他の収入をもってあてる。

2 会費、賛助会費の詳細については、別にこれを定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局職員)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決により会長が定める。

第9章 規約の改廃

(規約の改廃)

第27条 この規約の改廃は、評議員会において3分の2以上の同意を得なければならぬ。

第10章 補則

(補則)

第28条 本会は、財団法人滋賀県体育協会に加盟するものとする。

付則

(施行期日等)

1. この規約は、昭和60年4月1日から施行する。
2. この規約は、平成17年1月1日に一部改正する。
3. この規約は、平成18年4月1日に一部改正する。
4. この規約は、平成21年4月18日に一部改正する。
5. この規約は、平成24年2月1日に全部改正する。